

AJCC 写真展出品作品撮影用カメラに関する細則

制 定 2006 年 1 月 14 日
原案作成 細則検討小委員会
委 員 高島鎮雄 倉石 馥 片山良平
小山昌男 内田五三郎 七井貞明

基本原則と理念

1. カメラの年代

1965 年以前に発売されたものとする。1966 年以降の製造でも、1965 年以前と同一仕様であれば構わない。レンズ交換式カメラにあっては、他社製のレンズであってもそのマウントのために作られたものであれば使用してよい。ただし、レンズも 1965 年以前に発売されたものにかぎる。

2. 許される改造の範囲

AJCC の理念は歴史的なカメラを人類の文化遺産として考え、それを発掘し、修理し、撮影を楽しみ、保存し、次の世代へ伝えていくことである。したがってオリジナリティを保つ修理・修復は許されるが、原型を損なう改造は認めない。

細則詳細

1. 修理と改造

- 1.1 修理・修復: 発売時に意図された機能、構造、使用法に近づけるための復活、復元を言う。現存する材料部品を使用するなど現在可能な範囲・方法が容認される。
- 1.2 改造: 意図的に機能、構造、使用法の復活、復元を無視し変更したことを言う。

2. カメラ基本構造による差

- 2.1 固定式: レンズ、シャッター、筐体(暗箱)、フィルム室等カメラとしての主コンポーネントが固定結合された機種では、異機種間の主コンポーネントの交換は改造品となる(例 1 及び 2)。
- 2.2 交換式: レンズ、筐体、フィルムホルダー等の交換使用を前提として製造販売された物は、レンズボード、アダプター等を介し随意交換使用しても改造とは見なさない(例 3)。ただし、上記固定式機種から外したレンズ等の主コンポーネント使用は改造品となる(例 4)。

3. 適用除外される場合

- 3.1 発売後カメラ製造者あるいはかつて専門家により普遍的に行われた改造は認める(例 5)。
- 3.2 製造中止したフィルムや乾板使用カメラを現役フィルムで使用するための改造とフィルムバック等取り付けアダプター作成は認められる。ただし、その為の部品取り外しは原状復帰可能な範囲内とする(例 6)。
- 3.3 上述のレンズボードやアダプター類は 65 年規制から除外する(例 7)。
- 3.4 著しく破損した修理不能部を固定あるいは除去し、一部機能を不能にする事により撮影可能にした場合は、修理とみなす(例 8)。

- 3.5 OEM メーカーから供給された部品、コンポーネントは、異機種間であっても完全互換性を有する同一品種なら交換しても修理とする(例 9)。

4. その他注意事項

外付け距離計やフラッシュを取り付ける際は「挟み込み」等により取り付け、カメラ本体に新たに穴あけ切削加工しないこと。これ等アクセサリ類は 65 年規制から除外する。

- 例 1 ベッサーのレンズ・シャッター組立体を、
① 同型のベッサーから取り外し(いわゆる部品取)交換したもの(修理品、可)。
② スーパーイコンタのレンズ・シャッター組立体に交換したもの(改造品、不可)。
- 例 2 革製蛇腹を紙で新規に製作交換、グッタペルカをビニル製貼り革に交換するなど(修理品、可)。
- 例 3 ライカにベローズを介し他社製交換レンズを付けたもの(可)。
- 例 4 スーパーイコンタのレンズを外しライカ用の交換レンズにしたもの(改造品、不可)。
- 例 5 シンクロ接点をライツ社で後付した IIIc など(可)。
- 例 6 10×15 アンゴアの後枠部の木ねじを外して後枠を取り去り、新たに 4×5 を使用可能にする後枠をその木ねじで取り付けしたもの(可)。
- 例 7 ザッツブラズマットを最近製造のリンホフボードに取り付けたもの(可)。
- 例 8 スプリングカメラの折損したタスキ部を金属小片などで固定し折畳みは不能になったが撮影は可能となったもの(可)。
- 例 9 オールドコンパー 0 番を異なる製造会社のカメラから外して交換したもの(可)。

付帯事項

1. 本則の維持管理は当細則検討小委員会が行い、変更は幹事会の承認を受けるものとする。
2. 本則は写真展出品用カメラにのみ限定適用され、研究会撮影会等に持参するカメラは制約を受けない。

会員からの質問等

会員が本則に適合するかどうか判断できないカメラは撮影前に本小委員会メンバーに問い合わせる。その際小委員会を開いて検討しなければならない場合もあり、日時を要する事もあり得るので出来るだけ早めの問い合わせが望ましい。

以上